

判例評釈

自動車購入者の破産手続における信販会社の 留保所有権に基づく別除権行使の可否

清水 裕一郎

判例評釈

自動車購入者の破産手続における信販会社の 留保所有権に基づく別除権行使の可否

（最高裁平成29年12月7日判決（平成29年（受）408号）
（自動車引渡請求事件）民集71巻10号1925頁——上告棄却）

清水裕一郎*

【事実の概要】

平成25年8月20日、自動車の販売会社A、購入者B、信販会社Xは、三者間において、AがBに対して自動車（以下「本件自動車」という。）を本体価格等の割賦元金210万円及び割賦手数料43万4868円の合計253万4868円で割賦販売すること、売買代金債権を担保するためAに本件自動車の所有権が留保されること（以下、この留保される所有権を「本件留保所有権」という。）、XがBの委託を受けてBのAに対する売買代金債務を連帯保証することなどを内容とする契約を書面により締結した。同契約においては、①Bは、Aが売買代金の取立て及び受領をXに委任したことを承諾すること、②Bが売買代金の支払いを1回でも怠り、Xが売買代金残額の一括弁済を必要と認めたときは、Xは、Bに通知・催告することなく、保証債務の履行としてAに売買代金残額を支払うことができること、③Xが保証債務の履行としてAに売買代金残額を支払った場合には、民法の規定に基づき、Xは当然にAに代位して売買代金債権及び本件留保所有権を行使することができることを確認すること、④Bが売買代金の支払いを怠り、A又はXから20日以上相当な期間を定めて

* 本学法学部准教授

自動車購入者の破産手続における信販会社の留保所有権に基づく別除権行使の可否（清水）

その支払いを書面で催告されたにもかかわらず、当該期間内にその支払いを行わないとき、または破産の申立てをしたときは、売買代金債務につき当然に期限の利益を失うこと、⑤ B は、期限の利益を喪失したときは、X が代位取得した売買代金債権の弁済のため、直ちに本件自動車を X に引き渡すこと、⑥ X は、上記⑤により引渡しを受けた本件自動車について、その評価額等をもって、売買代金債権の弁済に充てることなどが合意された。そして同日、本件自動車について、所有者を A、使用者を B とする新規登録がされ、A はその頃、B に本件自動車を引き渡した。

その後、B が売買代金の支払いを怠ったため、平成 26 年 9 月 2 日、X は A に対し、上記②に基づいて、保証債務の履行として売買代金残額 219 万 7300 円を支払った。平成 27 年 5 月 13 日、B は破産手続開始の決定を受け、Y が破産管財人に選任された。

そこで、X は、保証債務の履行として A に売買代金残額を支払ったことに伴い、A に留保されていた本件自動車の所有権を法定代位により取得したと主張して、B の破産管財人である Y に対し、別除権の行使（破産法 65 条）として本件自動車の引渡しを求めた。

1 審（札幌地判平成 28 年 5 月 30 日民集 71 巻 10 号 1934 頁）及び 2 審（札幌高判平成 28 年 11 月 22 日民集 71 巻 10 号 1953 頁）は、X の請求を認容した⁽¹⁾。このため、原審の判断は、信販会社が自動車の立替金等債権を担保するための留保所有権を別除権として行使するには再生手続開始の時点で信販会社を所有者とする登録が必要である旨を判示した最判平成 22 年 6 月 4 日民集 64 巻 4 号 1107 頁に反することなどを理由に、Y が上告した。

【判旨】

上告棄却。

「自動車の購入者と販売会社との間で当該自動車の所有権が売買代金債権

(1) 1 審及び 2 審の詳細は、拙稿「第三者所有権留保における留保所有権の対抗要件——買主の倒産手続における取り扱いを中心に——」伊藤進先生傘寿記念論文集『現代私法規律の構造』289-294 頁（第一法規、平成 29 年）参照。

自動車購入者の破産手続における信販会社の留保所有権に基づく別除権行使の可否（清水）

を担保するため販売会社に留保される旨の合意がされ、売買代金債務の保証人が販売会社に対し保証債務の履行として売買代金残額を支払った後、購入者の破産手続が開始した場合において、その開始の時点で当該自動車につき販売会社を所有者とする登録がされているときは、保証人は、上記合意に基づき留保された所有権を別除権として行使することができるものと解するのが相当である。その理由は、以下のとおりである。」

「保証人は、主債務である売買代金債務の弁済をするについて正当な利益を有しており、代位弁済によって購入者に対して取得する求償権を確保するために、弁済によって消滅するはずの販売会社の購入者に対する売買代金債権及びこれを担保するため留保された所有権（以下「留保所有権」という。）を法律上当然に取得し、求償権の範囲内で売買代金債権及び留保所有権を行使することが認められている（民法 500 条、501 条）。そして、購入者の破産手続開始の時点において販売会社を所有者とする登録がされている自動車については、所有権が留保されていることは予測し得るといふべきであるから、留保所有権の存在を前提として破産財団が構成されることによって、破産債権者に対する不測の影響が生ずることはない。そうすると、保証人は、自動車につき保証人を所有者とする登録なくして、販売会社から法定代位により取得した留保所有権を別除権として行使することができるものといふべきである。」

「以上によれば、X は、Y に対し、本件留保所有権を別除権として行使することができる。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。所論引用の判例（最高裁平成 21 年（受）第 284 号同 22 年 6 月 4 日第二小法廷判決・民集 64 卷 4 号 1107 頁）は、販売会社、信販会社及び購入者の三者間において、販売会社に売買代金残額の立替払をした信販会社が、販売会社に留保された自動車の所有権について、売買代金残額相当の立替金債権に加えて手数料債権を担保するため、販売会社から代位によらずに移転を受け、これを留保する旨の合意がされたと解される場合に関するものであって、事案を異にし、本件に適切でない。」

【解説】

1. 問題の所在

現在、自動車の割賦販売においては、販売会社、購入者、信販会社の三者の合意の下で、信販会社が購入者に信用を供与し、これによって生じた信販会社の購入者に対する債権を担保するため、販売会社から信販会社に自動車の所有権が移転され、購入者が債務を完済するまでその所有権（以下本稿においては「留保所有権」という。）が信販会社に留保される第三者所有権留保が主に用いられている。このような第三者所有権留保は、従来からの所有権留保の基本的な形態である売主所有権留保（売主と買主との間で所有権留保の合意が行われ、売買代金の完済まで目的物の所有権が売主に留保されるもの。）とは大きく異なる点が存在する⁽²⁾。両者の相違点の一つとして、物権変動の有無が挙げられる。売主所有権留保の場合には、目的物の所有権は売買契約締結前から元々売主に帰属するため、売買代金の完済まで買主と売主との間に物権変動が存在しない。したがって、通説的見解によると、売主所有権留保においては、売主による対抗要件具備は不要であるとされてきた⁽³⁾。これに対して、第三者所有権留保の場合には、自動車の売主である販売会社から信販会社への目的物の所有権移転という物権変動が存在するため、販売会社から所有権の移転を受けた信販会社が第三者に対して留保所有権を主張するには、対抗要件を具備すること（自動車の所有者登録名義の移転を受けること）が必要か否かが問題となる。

このような第三者所有権留保における留保所有権の対抗要件具備の必要性は、自動車の購入者の破産手続、民事再生手続及び会社更生手続（以下本稿においては、これらを総称して「倒産手続」という。）において近年

(2) 売主所有権留保及び第三者所有権留保という用語については、千葉恵美子「複合取引と所有権留保」内田貴・大村敦志編『民法の争点』153頁（有斐閣、平成19年）。

(3) 道垣内弘人『担保物権法 第4版』368頁（有斐閣、平成29年）、柚木馨・高木多喜男編『新版 注釈民法（9） 物権（4）〔改訂版〕』745頁〔安永正昭〕（有斐閣、平成27年）。

自動車購入者の破産手続における信販会社の留保所有権に基づく別除権行使の可否（清水）

問題となっている。現在の通説及び倒産実務において、留保所有権者は倒産手続で別除権者（会社更生手続においては更生担保権者）として取り扱われる⁽⁴⁾。倒産手続における別除権行使の要件として、倒産手続開始後にされた登記・登録は、倒産手続の関係においては、その効力を主張することができないものとされ（破産法 49 条、民事再生法 45 条、会社更生法 56 条参照）、倒産手続開始までに対抗要件を具備すべきものとされているところ、販売会社から自動車の留保所有権の移転を受けた信販会社が、購入者の倒産手続において留保所有権を別除権として行使する際に、倒産手続開始までに自己名義の登録を有していることが必要か否かが問題となるのである。

本判決は、購入者の破産手続において、破産手続開始前に信販会社が販売会社から自動車の登録名義の移転を受けていなくても、留保所有権を別除権として行使することができる旨を判示したものである。しかしながら、最高裁は本判決と同種の事案につき、最判平成 22 年 6 月 4 日民集 64 卷 4 号 1107 頁（以下本稿においては「最高裁平成 22 年判決」という。）において、自己名義の登録を有していない信販会社による別除権の行使を否定しており、本判決と最高裁平成 22 年判決との関係をどのように理解すべきかが問題となる。また、この問題について考察するに当たっては、第三者所有権留保の法律構成（目的物の所有権がどのような法律構成で販売会社から信販会社に移転するか）についても検討する必要がある。

そこで本稿においては、まず第三者所有権留保の法律構成を検討し、先行する最高裁判例である最高裁平成 22 年判決の概要を確認した上で、本判決と最高裁平成 22 年判決との関係や本判決の射程について考察する。

(4) 道垣内・前掲注 (3)373 頁、柚木ほか編・前掲注 (3)759 頁 [安永正昭]、阪口彰洋「所有権留保の効力」小林明彦・道垣内弘人編『実務に効く 担保・債権管理判例精選』168-169 頁（有斐閣、平成 27 年）。また、下級審裁判例として、札幌高決昭和 61 年 3 月 26 日判タ 601 号 74 頁など。

2. 第三者所有権留保の法律構成

第三者所有権留保において、目的物の所有権がどのような法律構成で販売会社から信販会社に移転するかについては、従来から学説において大きく分けて3つの見解が主張されてきた⁽⁵⁾。①法定代位構成は、販売会社が購入者に対して有する売買代金債権を、信販会社が支払う（第三者弁済を行う）ことにより、法定代位（民法500条）の効果として、販売会社が有していた目的物の留保所有権が、原債権（売買代金債権）とともに信販会社に移転すると考える見解である⁽⁶⁾。②合意による移転構成は、購入者と信販会社との間で行われた、購入者が信販会社に対して負う債務を完済するまで目的物の所有権が信販会社に留保される旨の合意に基づいて、信販会社による販売会社への売買代金債権の支払いに伴い、販売会社から信販会社に目的物の留保所有権が移転すると考える見解である⁽⁷⁾。③譲渡担保構成は、購入者が販売会社から目的物の所有権をいったん取得した上で、信販会社の購入者に対する債権を担保するため、購入者が信販会社に対して目的物を譲渡担保として提供すると考える見解である⁽⁸⁾。

以上の見解のうち、①法定代位構成によると、法定代位の効果として権利が移転する場合には、対抗要件具備は不要であるとするのが通説であるため⁽⁹⁾、信販会社は第三者に対して留保所有権を主張する際に対抗要件を具備する必要はない一方、②合意による移転構成及び③譲渡担保構成によると、販売会社から信販会社への留保所有権の移転は、通常法律行為に

(5) 詳細は、拙稿・前掲注(1)277-279頁参照。

(6) 千葉恵美子「割賦購入あっせん」福永有利編著『新種・特殊契約と倒産法』42頁以下（商事法務研究会、昭和63年）、千葉・前掲注(2)154頁、小峯勝美「クレジット取引と自動車の所有権留保（5・完）」NBL435号26頁（平成元年）。

(7) 安永正昭「所有権留保の内容、効力」加藤一郎・林良平編集代表『担保法大系第4巻』386頁（金融財政事情研究会、昭和60年）、柚木馨・高木多喜男編『新版注釈民法(9) 物権(4)』911頁〔安永正昭〕（有斐閣、平成10年）。

(8) 吉原省三「信販会社のファクタリングについて」金法785号9頁（昭和51年）、佐藤昌義「クレジット会社の所有権留保」NBL463号38-39頁（平成2年）。

(9) 我妻榮『新訂債権総論（民法講義IV）』254頁（岩波書店、昭和39年）。

自動車購入者の破産手続における信販会社の留保所有権に基づく別除権行使の可否（清水）

よる物権変動と同様であるため、信販会社が第三者に対して留保所有権を主張する際には、対抗要件を具備する必要がある。

もともと、第三者所有権留保において用いられる約款は信販会社によって様々であり、多様なものが存在することから、第三者所有権留保の法律構成としてどの見解が適切かを一般的に論じることは適切ではなく、用いられた約款の解釈を通して個別的に検討されるべきである⁽¹⁰⁾。

3. 最高裁平成 22 年判決の概要⁽¹¹⁾

最高裁平成 22 年判決の事実の概要は以下の通りである。販売会社 A、信販会社 X 及び買主 Y の三者間で、Y が A から自動車（以下「本件自動車」という。）を買い受けるとともに、売買代金を自己に代わって A に立替払いすることを X に委託すること、本件自動車の所有権が X に対する債権の担保を目的として留保されることなどを内容とする契約（以下「本件三者契約」という。）が締結された。その後 Y が支払いを停止して小規模個人再生による再生手続開始の決定を受けたため、X が Y に対して、本件自動車について留保した所有権に基づき、別除権の行使としてその引渡しを求めた。これに対して、Y が本件自動車について X 名義の登録がないことを理由にこれを争った。

1 審（札幌地判平成 20 年 4 月 17 日民集 64 卷 4 号 1125 頁）は X の請求を棄却したが、2 審（札幌高判平成 20 年 11 月 13 日民集 64 卷 4 号 1179 頁）は、「X の A に対する立替払は、その効果として、X が A に立替払することにより、弁済による代位が生じる結果、A の Y に対する本件自動車の売買代金債権及びその留保所有権は本来消滅するはずであるところ、X の Y に対する立替金及び分割手数料債権（以下『立替金等債権』という。）確保するために、立替払によって本来消滅するはずの X の Y に対する売

(10) 鈴木尊明「所有権留保特約の解釈とその実行——民事再生手続における別除権行使が問題となった近時の判決を素材にして——」早稲田法学会誌 64 卷 2 号 454 頁（平成 26 年）。

(11) 最高裁平成 22 年判決の詳細は、拙稿・前掲注 (1)280-289 頁参照。

自動車購入者の破産手続における信販会社の留保所有権に基づく別除権行使の可否（清水）

買代金債権及びその留保所有権を X に移転させ、X において立替金等債権の範囲内で上記売買代金債権及びその留保所有権を行使することが法律上当然に認められるものであり、前記認定にかかる X、Y 及び A の三者間の本件自動車の留保所有権に関する合意内容は、このことを確認したものと解するのが相当である。（中略）立替払により取得することのできる債権及び担保権は、立替払をした者に法律上当然に移転するのであって、約定によって移転するのではないから、立替払をした者は、立替払により取得することのできる債権及び担保権について、同債権及び担保権を有していた者において対抗要件が具備されている限り、自らの取得につき対抗要件を具備することは要しない」と判示して、X の請求を認容したため、Y が上告した。

これに対して、最高裁平成 22 年判決は、「本件三者契約は、A において留保していた所有権が代位により X に移転することを確認したのではなく、X が、本件立替金等債権を担保するために、A から本件自動車の所有権の移転を受け、これを留保することを合意したものと解するのが相当であり、X が別除権として行使し得るのは、本件立替金等債権を担保するために留保された上記所有権であると解すべきである。すなわち、X は、本件三者契約により、Y に対して本件残代金相当額にとどまらず手数料額をも含む本件立替金等債権を取得するところ、同契約においては、本件立替金等債務が完済されるまで本件自動車の所有権が X に留保されることや、Y が本件立替金等債務につき期限の利益を失い、本件自動車を X に引き渡したときは、X は、その評価額をもって、本件立替金等債務に充当することが合意されているのであって、X が A から移転を受けて留保する所有権が、本件立替金等債権を担保するためのものであることは明らかである。立替払の結果、A が留保していた所有権が代位により X に移転するというのみでは、本件残代金相当額の限度で債権が担保されるにすぎないことになり、本件三者契約における当事者の合理的意思に反するものといわざるを得ない。（中略）本件自動車につき、再生手続開始の時点で X を所有者とする登録がされていない限り、A を所有者とする登録がされ

自動車購入者の破産手続における信販会社の留保所有権に基づく別除権行使の可否（清水）

ていても、Xが、本件立替金等債権を担保するために本件三者契約に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されない」と判示して原判決を破棄し、Xの請求を棄却した。

以上のように、信販会社による別除権行使の可否につき、2審と最高裁で判断が異なるに至った要因は、両者の間で本件三者契約の解釈が異なることにある。2審では、本件三者契約は第三者所有権留保の法律構成につき法定代位構成を確認したものと解釈された一方、最高裁では法定代位構成が否定され、本件三者契約は合意による移転構成を採用したものと解釈された。最高裁が本件三者契約の解釈につきこのような判断をした理由としては、法定代位構成による場合、Aが有していた債権（原債権）とXが行行使する債権は同一であることを要するところ、本件三者契約においてXが有する留保所有権の被担保債権には、AがYに対して有していた売買代金債権だけでなく、手数料額も含まれており、原債権とXが行行使する債権との間で債権の同一性が失われているためである。

なお、最高裁平成22年判決の射程については、これは事例判決であり、あくまでも本件三者契約の解釈において法定代位構成を否定したものに過ぎず、法定代位構成が明確である第三者所有権留保の合意が行われた場合にまで法定代位を否定するものではなく、法定代位によることが認められれば、信販会社名義の登録は不要であるとする見解が学説においては多数説であった¹²⁾。もともと、法定代位構成を明確にして第三者所有権留保の合意を行う場合には、信販会社の被担保債権は売買代金債権に限定される（手数料額の部分については一般債権となる）ことに注意が必要である。

12) 野村秀敏「判批」金判1353号17頁（平成22年）、杉本和士「判批」法学研究86巻10号102頁（平成25年）、田高寛貴「多当事者間契約による自動車の所有権留保——最二小判平22.6.4の評価と射程——」金法1950号54-55頁（平成24年）、和田勝行「判批」法学論叢170巻1号134-135頁（平成23年）、小林明彦「判批」金法1910号13頁（平成22年）、印藤弘二「判批」金法1928号88頁（平成23年）、加毛明「判批」伊藤眞・松下淳一編『倒産判例百選 第5版』119頁（有斐閣、平成25年）。

自動車購入者の破産手続における信販会社の留保所有権に基づく別除権行使の可否（清水）

そこで、最高裁平成 22 年判決を受けて取り得る実務対応としては、第三者所有権留保の合意に基づいて信販会社が販売会社に売買代金を支払った時点で、自動車の所有者登録名義を販売会社から信販会社に移転する方法と、手数料額の部分を留保所有権で担保することを諦めて、販売会社から信販会社への留保所有権の移転が法定代位に基づくものであることを明確にする形で約款を修正する方法の 2 つが学説において示唆されていた⁽¹³⁾。

4. 本判決と最高裁平成 22 年判決との関係

既に述べたように、最高裁平成 22 年判決を契機として、第三者所有権留保を行う際には、自動車の所有者登録名義を販売会社から信販会社に移転するか、約款を修正して販売会社から信販会社への留保所有権の移転が法定代位に基づくものであることを明確にするかのいずれかの対策を講じることが必要となった。多くの取引実務においては、後者の方法での対応が行われ、法定代位の効果として自動車の留保所有権が販売会社から信販会社に移転すること、そして留保所有権の被担保債権の範囲は販売会社が有していた売買代金債権に限定される（販売会社が有していた債権と信販会社の被担保債権との同一性を維持する）ことなどが明確化された約款が用いられるようになったようである⁽¹⁴⁾。

本判決の事案は、まさにこのような形で修正された後の約款が用いられ

(13) 前者の方法につき、関武志「民事再生手続におけるクレジット会社の法的地位（下）——最判平 22・6・4 民集 64 卷 4 号 1107 頁の事件を素材にして——」判時 2174 号 12-13 頁（平成 25 年）、吉岡伸一「判批」岡山大学法学会雑誌 61 卷 2 号 70 頁（平成 23 年）、後者の方法につき、野村・前掲注(12)17 頁、田高・前掲注(12)61 頁、荒木新五「判批」現代民事判例研究会編『民事判例Ⅱ 2010 年後期』145 頁（日本評論社、平成 23 年）、鈴木・前掲注(10)480 頁、小林・前掲注(12)13 頁。

(14) 田高寛貴「自動車割賦販売における留保所有権に基づく信販会社の別除権行使——最一小判平 29.12.7 の持つ意味——」金法 2085 号 25 頁（平成 30 年）は、前者の登録名義の移転という方法がとられなかった理由として、「販売会社の名義としておくことは、販売会社、買主、信販会社それぞれにとってメリットがある」として、販売会社に登録名義をとどめることの合理性を指摘する。

自動車購入者の破産手続における信販会社の留保所有権に基づく別除権行使の可否（清水）

たものである。本判決においては、本件事案で用いられた約款は法定代位構成を採用したものであり、最高裁平成22年判決の射程は及ばず、購入者の破産手続開始前に信販会社が販売会社から自動車の登録名義の移転を受けていなくても、信販会社は留保所有権を別除権として行使することができる旨が判示された⁽¹⁵⁾。本判決と最高裁平成22年判決の結論は異なるが、これは最高裁平成22年判決の後に行われた約款の修正が大きく作用している⁽¹⁶⁾。したがって、両者の判決は決して矛盾するものでもなければ、本判決が最高裁平成22年判決を変更したものでもない。本判決は最高裁平成22年判決の射程を明らかにしたものに過ぎないことに注意が必要である⁽¹⁷⁾。このことは、本判決において、最高裁平成22年判決は「事案を異にし、本件に適切でない」とされていることから明らかである。

5. 本判決の射程

本判決の射程を検討する前提として、本件事案において、最高裁が法定代位構成を肯定するという判断に影響を与えた要素は何であるかについて考察する必要がある。本件事案で用いられた約款で特徴的な点は、①信販会社が売買代金を販売会社に立替払いするという「立替払方式」ではなく、信販会社は販売会社から集金業務を受託するとともに、購入者の売買代金債務について連帯保証するという「集金保証方式」がとられていたこと、②信販会社が法定代位に基づき留保所有権を行使することが明確化されていたこと、③販売会社が有していた債権（売買代金債権）と信販会社の被担保債権との同一性が維持されていたことの3点である⁽¹⁸⁾。これらの3点

(15) 松下祐記「判批」私法判例リマックス57号134頁（平成30年）。

(16) 森田修「判批」金法2097号33-34頁（平成30年）。

(17) 森田・前掲注(16)33頁は「両者は延長線上に置くことができる」、小山泰史「判批」金判1548号10頁（平成30年）は「本件判決の説示が原則であり、最二判平成22・6・4の説示は、あくまで当該事案にその射程が限定される」と指摘する。

(18) 田高寛貴「倒産手続における三者間所有権留保——最二小判平22.6.4以後の下級審判決の検討——」金法2053号26-28頁（平成28年）。拙稿・前掲注(1)294頁も参照。

自動車購入者の破産手続における信販会社の留保所有権に基づく別除権行使の可否（清水）

のうち、本判決の結論に影響を与えた事実として、多くの学説においては、①と②は本判決が言及していないことから重要ではなく、③の被担保債権の同一性が重要であったと理解されている⁽¹⁹⁾。すなわち、①については、約款において「立替払方式」がとられている場合であっても、本件事案のような「集金保証方式」と異なる理解をする必要はなく、法定代位構成が肯定され得ること⁽²⁰⁾、また②については、約款において信販会社が法定代位に基づき留保所有権を行使する旨が明確化されていなくても、被担保債権の同一性が維持されていないなど法定代位を排除すべき事情がなく、法定代位の要件を満たすのであれば、法定代位構成が否定されるべきではないことが指摘されている⁽²¹⁾。

以上のことから、約款において本件事案のような「集金保証方式」ではなく「立替払方式」がとられている場合であっても、あるいは法定代位に基づく権利行使である旨が明確化されていない場合であっても、販売会社が有していた売買代金債権と信販会社の被担保債権との同一性さえ維持されていれば、本判決の射程が及んで法定代位構成が肯定され、信販会社が販売会社から自動車の登録名義の移転を受けていなくても、信販会社は購入者の倒産手続において留保所有権を別除権として行使することができるものと考えらるべきである⁽²²⁾。

(19) 田高・前掲注(14)29頁、森田・前掲注(16)35頁、小山・前掲注(17)11頁。

(20) 田高・前掲注(14)28-29頁、福谷賢典「判批」金法2081号7頁、渡邊博己「第三者所有権留保と関係当事者間の特約の効力」NBL1116号76-77頁（平成30年）。ただし、鈴木尊明「判批」新・判例解説 Watch【2018年4月】98頁（平成30年）は、「この点（筆者注：本件で「集金保証方式」がとられていたこと）が、最判平成22年とは事案を異にすると考えられたのであろう」とする。

(21) 田高・前掲注(14)29頁、小山・前掲注(17)11頁。ただし、鈴木・前掲注(20)99頁は、「Xが登録を具備せずとも、破産債権者との関係から、最低限、本件購入者が所有者でないことの公示は必要であるとしていることからすれば、やはり三者契約で法定代位による確認しておくことに意義が認められよう」と指摘する。

(22) 反対に、約款において法定代位に基づく旨が明確化されていたとしても、被担保債権の同一性が維持されていないと評価されれば、法定代位構成が否定されるであろう。

自動車購入者の破産手続における信販会社の留保所有権に基づく別除権行使の可否（清水）

6. おわりに

本判決の結論について、肯定的に評価する見解が学説においては多数である²³。また、本判決は第三者所有権留保において法定代位構成が肯定された事例であるため、今後の実務における指針となり得る重要な判例であるといえる²⁴。

もともと、本判決により同種の紛争が完全に解消されるかは疑問である²⁵。各信販会社ごとに約款の内容は大きく異なるため、今後はそれぞれの約款につき法定代位構成が肯定されるか否かが争われることは十分に考えられる²⁶。その際には、前述のように、約款において販売会社が有していた売買代金債権と信販会社の被担保債権との同一性が維持されているか否かが重要な判断基準となると思われる。

23) 田高・前掲注(14)29頁、松下・前掲注(15)135頁、福谷・前掲注(20)7頁、粟田口太郎ほか「座談会 5つの重要倒産判例で考えるその射程と今後の金融実務」金法2087号26頁〔杉本和士発言〕(平成30年)、杉本和士「判批」法教449号128頁(平成30年)。

24) 鈴木・前掲注(20)100頁、印藤弘二「倒産手続における自動車所有権留保の取扱いに係る新判例——最一小判平29.12.7と残された課題——」金法2086号42頁(平成30年)。

25) 反対の見解として、田高・前掲注(14)33頁。

26) 平成29年12月14日及び平成30年2月8日に行われた「破産管財実務座談会」において、各信販会社で実際に用いられている約款の提供を受けるとともに、倒産実務に携わる福岡県弁護士会北九州支部所属の弁護士や福岡地方裁判所小倉支部所属の裁判官の方々から、本判決について実務的視点からの多くの示唆を得ることができた。この場を借りて感謝を申し上げる。

Reprinted from

KITAKYUSHU SHIRITSU DAIGAKU HOU-SEI RONSHU

Journal of Law and Political Science. Vol. XLVI No. 3 / 4

March 2019

A Case Comment on Civil Law and Bankruptcy Law

SHIMIZU Yuichiro